

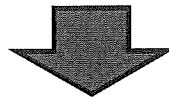
同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額(退職手当の関係)

モデル退職金(調査産業計)

勤続年数	高校卒 (自己都合)	高校卒 (会社都合)	勤続年数	高専・短大卒 (自己都合)	高専・短大卒 (会社都合)	勤続年数	大学卒 (自己都合)	大学卒 (会社都合)
1	0.3	0.5	1	0.4	0.5	1	0.5	0.7
3	0.9	1.3	3	1	1.3	3	1	1.5
5	1.7	2.2	5	1.6	2.2	5	1.7	2.5
10	3.9	4.9	10	3.8	4.9	10	4.1	5.4
15	6.5	8	15	6.5	8	15	6.9	8.5
20	9.6	11.5	20	9.5	11.5	20	10.1	12.1
25	12.9	14.9	25	12.8	14.7	25	13.5	15.4
30	15.8	18.1	30	15.8	17.8	30	16.8	18.7
35	18.6	20.8	35	18.6	20.7	33	18.9	20.7
37	19.5	21.8	定年	-	24.9	定年	-	24.7
定年	-	26.2						

(資料出所)「令和2年中小企業の賃金・退職金事情」(東京都)における退職金の支給率(モデル退職金・高校卒、高専短大卒、大学卒)

同調査において退職手当制度があると回答した企業の割合(65.9%)をかけた数値として定めたもの(モデル退職金・大学卒)とする。



別表4

勤続年数		3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年
支給率 (月数)	自己都合退職	0.7	1.1	2.7	4.5	6.7	8.9	11.1	12.5
	会社都合退職	1.0	1.6	3.6	5.6	8.0	10.1	12.3	13.6

※小数点以下第2位を四捨五入

別表5 対象従業員の退職手当の額

勤続年数	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
自己都合退職	0.7	1.3	3.1	5.1	7.6	10.3	13.1	15.5
会社都合退職	1.1	1.9	3.9	6.3	8.8	11.8	14.6	17.0

(備考)

・退職手当の受給に必要な最低勤続年数は3年とし、退職時の勤続年数が3年未満の場合は支給しない。